

「(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針 2020 基本方針 (素案)・重点方針 (素案)」についてのパブリックコメント (市民意見公募) の実施結果について

平成 26 年度から平成 28 年度までを期間とする「市政運営の総合指針 2016」の改定作業を進めるに当たり、広く市民の皆様の見解・提案を反映させるため、パブリックコメント (市民意見公募) を実施しましたので、公表します。

貴重なご意見ありがとうございました。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 件名及び意見等の募集期間

ア 件名：(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針 2020 基本方針 (素案)

期間：2016 年 (平成 28 年) 7 月 25 日から 8 月 25 日まで

イ 件名：(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針 2020 重点方針 (素案)

期間：2016 年 (平成 28 年) 11 月 28 日から 12 月 28 日まで

(2) 周知方法

広報ふじさわ及びホームページ

(3) 配布場所

企画政策課，市役所受付案内，市政情報コーナー及び各市民センター・公民館

(4) 意見等の提出方法

郵送，持参，ファクス又はインターネット

(5) 実施主体

藤沢市長

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見等の提出者数

7 人

(2) 提出された意見件数

21 件

(3) 意見等の内容及び市の考え方

別紙のとおり

問い合わせ先 藤沢市企画政策部企画政策課
〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1
電 話 (0466) 50-3502
ファクス (0466) 50-8400
e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

別紙 パブリックコメント（市民意見公募）の結果

No.	区分	内容	回答
1	1 重点的な取組について	生活環境の中での緑化を進めるべきである。	基本方針の目標の一つに「豊かな環境をつくる」を位置づけ、環境保全、都市景観の維持向上等に取り組んでいきます。
2	1 重点的な取組について	保育、子育ての施設や環境を充実すべきである。	重点施策に「子どもの健やかな成長に向けた支援の充実」を位置づけ、保育環境の整備、子どもと子育て家庭への支援の充実を図っていきます。
3	1 重点的な取組について	食の安全と安心に関する取組を進めるべきである。	基本方針の目標の一つに「地域経済を循環させる」を位置づけ、食の安全と安心を高め、地産地消、6次産業化を推進する必要性について示しています。
4	1 重点的な取組について	自動車の交通量を削減しつつ、歩道の段差を解消し、地球温暖化対策、健康増進等の観点から自転車が通行しやすい環境を整備すべきである。	重点施策に「防犯・交通安全対策の充実」を位置づけ、歩道と自転車の利用環境の整備を推進していきます。
5	1 重点的な取組について	災害時の都市機能維持に必要なエネルギーの自立化・多重化について位置づけるべきである。	基本方針の目標に「安全な暮らしを守る」として、災害対策への総合的な取組を位置づけるとともに、「豊かな環境をつくる」として、再生可能エネルギーへの取組の重要性を位置づけ、総合的かつ長期的に取り組むものとして考えています。
6	1 重点的な取組について	分散型エネルギーシステムの構築に向けた分散型電源の導入について言及いただきたい。	基本方針の目標の一つに「豊かな環境をつくる」として、再生可能エネルギーへの取組の重要性を位置づけるとともに、地球温暖化対策としての位置づけもあわせ、個別の事業においては、再生可能エネルギーの推進、コージェネレーションやエネルギーマネジメントシステムの導入等を図っております。
7	1 重点的な取組について	高齢者、子ども、障がい者への支援では、ボランティアだけでなくバウチャー制度の導入を検討すべきである。	現在は、藤沢型地域包括ケアシステムとして、高齢者だけでなく、困りごとを抱え、支援を必要とする市民の皆様を支えあう地域の仕組みづくりに優先して取り組んでいます。バウチャー制度については、所得再分配の仕組みでもあり、利用時の差別解消などの課題を含め、検討すべきものと考えています。

No.	区分	内容	回答
8	1 重点的な取組について	不祥事の続発に対し、市職員全員の倫理観を正すべきである。	不祥事の再発防止については、全職員からのヒアリングの実施をはじめ、全庁的に検証と対策を進めてきました。今後も、公務員としての自覚、あり方を含めた再認識を図るよう、引き続き取り組んでまいります。
9	2 取組の方法について	藤沢型地域包括ケアシステムではサービスの担い手の数が対応できず、人数の多い高齢者サービスにマンパワーが偏ることが懸念される。	藤沢型地域包括ケアシステムにおいては、地域での気づきや支えあいを大切にしつつ、介護をはじめとする福祉サービスについては、適切なサービス量を確保しながら取り組んでまいります。
10	2 取組の方法について	藤沢型地域包括ケアシステムでは、1人の担い手が多岐にわたる困りごとや課題に直面するため、専門性が失われることが懸念される。	藤沢型地域包括ケアシステムにおいては、市民一人ひとりの困りごとや課題を適切にサービスにつないでいくことを目指しています。専門性が求められる場面においては、一人の担い手が解決するのではなく、多くの担い手の支えあいや専門性を生かしながら解決に結びつけるものとしています。
11	2 取組の方法について	生活の困りごとや悩みごとについて、相談窓口が分からず、制度も複雑であるので、課題解決につながっていない実情がある。当事者や当事者に近いボランティア等を行っている市民からの意見を聞き、共に考えて行動できる体制や場を築いていただきたい。	藤沢型地域包括ケアシステムの構築においては、地域で活動される皆様の取組やご意見が大変に重要なものとなりますので、対話の機会の充実や窓口の分かりやすさの向上などにも取り組んでまいります。
12	2 取組の方法について	支えあいの活動などを広く市民に周知するなど、担い手の気運が高まるよう、市として取り上げて欲しい。	重点方針の「取組の考え方」に「マルチパートナーシップの推進」を位置づけており、この推進に当たっては目標の共有などの気運を高めることが重要であると考えています。
13	2 取組の方法について	市民後見人や郷土づくり推進会議委員を希望する市民への説明会や体験、養成、フォローアップの講座などを行って欲しい。	市政運営の総合指針においては、事業の具体的な進め方について位置づけていないため、事業を実施する際に配慮していきます。

No.	区分	内容	回答
14	2 取組の方法について	生涯学習，スポーツ活動においては，民間の資源を活用しながら取り組むべきである。	重点方針の「取組の考え方」に「マルチパートナーシップの推進」を位置づけており，この推進に当たっては，多様な主体との目標の共有に基づく連携を推進し，取り組むこととしております。
15	2 取組の方法について	13地区での行政サービスでは人的資源が分散し，不効率である。4地区程度に集約することで，地域と本庁との連携も取りやすくなると考える。	地域でのまちづくりは，支えあいにより誰もが安心して暮らし続けられるために，今後一層重要となり，小学校区など，さらに細分化して取り組む必要があります。一方で，将来的な財政状況を踏まえ，行政サービスの効率化を図る必要があります。地域で必要なサービスの種類やあり方，本庁と地域の連携については，行財政改革等の中で取り組んでいきます。
16	2 取組の方法について	自治会，小学校区，中学校区，13地区の整合が取れていない地区がある。将来に向けて見直しても良いのではないか。	行政サービスの地区とコミュニティなどの地区については現状で違いがあり，市民生活への影響やサービスの効率性等を考慮し，市民の皆さんとの意見交換を図りながら，望ましい方向性について検討していきます。
17	2 取組の方法について	自治会の役割が重要になってくる反面で担い手は減少しているため，担い手を増やす取組を進めていただきたい。	自治会・町内会の役割の重要性と加入者，担い手の減少については，ご意見のとおりと課題として認識しています。その中で，まずは自治会・町内会の重要性について認識をいただき，加入を促進するよう取組を進めています。
18	3 計画体系等について	重点でない施策や事業が担当部署の事業計画に盛り込まれない可能性がある。	個別の事業計画については，市政運営の総合指針における基本方針の長期的な視点や各分野の課題を踏まえ，必要な事業を盛り込むこととなります。
19	3 計画体系等について	重点施策，重点事業において横断的連携がなされず，藤沢652号線の工事が進む反面，藤沢本町駅の機能改善は行われていない。重点施策としても関連づいていない。	面的な整備については，都市マスタープランや地区計画において示されるものとして整理しています。市政運営の総合指針においては，計画期間で，特に緊急かつ重点的に取り組む施策，事業を位置づけています。

No.	区分	内容	回答
20	3 計画体系等について	藤沢宿を中核としたまちづくりの目標やゴールがなく、それぞれの考え方でそれぞれがバラバラに事業展開を行っているため、総合的な成果につながらない。	藤沢宿を中核としたまちづくりについては、地域からの提言等を踏まえ、地域の資源を継承し、にぎわいの創出につなげていくことを目標としており、この目標を共有しながら、行政と地域の皆さんとの協働により進めています。集約的な事業展開を図るよりも、取組に携わる皆さんの気運や共感を大切にしながら、取り組んでいきます。
21	3 計画体系等について	各部門での具体的な事業計画の策定に反映できるよう、上位計画としての方針、理念を明確に示すべきである。	市政運営の総合指針は、長期的な市政の目標や姿を位置づけながら、緊急かつ重要な取組の方向性を示すものとしております。個別の事業計画の上位に位置づけてはおりませんが、取組の方向性や考え方は全庁的に共有すべきものとしております。